

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1021010	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における補助対象の拡大	補助となる対象経費について、福島県と同様に、岩手県に関しても、地域の復興に不可欠である事業に限り、転換も対象として頂きたい。雇用の維持や、産業の復興に寄与する賃貸用不動産も補助の対象として頂きたい。	<p>震災前、陸前高田市において不動産賃貸業を営んでおりました。大船渡税務署に申告をしており、陸前高田市のテナントビルの賃貸収入と仙台市のアパート収入を売上として計上していました。ご承知の通り、陸前高田市の物件は全壊流失し、現在の売り上げは、仙台のアパート収入のみの状況です。</p> <p>そこで、中小企業等グループによる施設・設備復旧整備補助事業を活用したいのですが、以下のような問題点がありますので改善を要望致します。</p> <p>改善事項として、資金使途が、アパートの建設をしたいのですが、NGとの回答でした。理由は、復興資金である為、テナントビルはOKであるが、アパートはNGとのことでした。</p> <p>不動産賃貸業として、アパート収入も計上しているのに、なぜ認めて頂けないのでしょうか。ホテル等の宿泊業は、OKなのになぜ認めて頂けないのでしょうか。公営住宅より、民間の賃貸住宅の方がコストが低いと会計検査院からの報告書に記載してあることより、天降り先や、ゼネコンの為に、規制をかけているのではと疑念が生じます。再調達価格が、被災した物件の範囲内に収まるのあれば認めて頂けないでしょうか。</p> <p>陸前高田市においては、人口流失が問題となっており、働き手を募集しても人が来ない状況です。理由としては、従業員が内陸部へ転居したことがあげられ、地元雇用の受け皿となる企業が弱り、ますます人口が流失するという悪循環になっております。以上のことより、雇用を促進するうえで、住宅の確保が一番優先順位の高い問題であり内陸に転居した方々や、復興を支援したい外部の方々をよぶ為に重要な案件であることから、ご検討宜しく願致します。</p>	個人	岩手県	経済産業省